

「揮発油その他の石油類の数量測定に流量計を使用する場合の取扱いについて」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(届出等)</p> <p>4 流量計を使用する者が届出すべき事項その他の手続に関する事項等については、次によること。</p> <p>(1) 納税義務者等には、あらかじめ、流量計の使用場所ごとに、当該流量計の管理責任者を定めさせる。この場合において、当該納税義務者等が揮発油税および<u>地方揮発油税</u>に関する各種の申告または申請等の手続につき代理人を定めているときは、原則として、当該代理人を当該管理責任者とさせる。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>(特例等)</p> <p>5 1 《要件》に定める要件を具備しない流量計により石油類の数量を測定している場合の取扱いは、次によること。</p> <p>(1) 揮発油税法もしくは租税特別措置法による揮発油税および<u>地方揮発油税</u>の免除または関税定率法もしくは関税暫定措置法による関税の払いもどしもしくは還付にかかる石油類を消費し、使用または移出する場合の課税標準等の数量は、当該消費、使用または移出の実態を勘案し、当該流量計により測定した数量によることがやむを得ないと認められ、かつ、当該数量によつても事務運営上特に支障がないと判断されるときは、当該数量によることとしてもさしつかえないものとし、これによることとした納税義務者等には、4 《届出等》(1)から(4)までに準じた手続等をさせる。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p>	<p>(届出等)</p> <p>4 流量計を使用する者が届出すべき事項その他の手続に関する事項等については、次によること。</p> <p>(1) 納税義務者等には、あらかじめ、流量計の使用場所ごとに、当該流量計の管理責任者を定めさせる。この場合において、当該納税義務者等が揮発油税および<u>地方道路税</u>に関する各種の申告または申請等の手続につき代理人を定めているときは、原則として、当該代理人を当該管理責任者とさせる。</p> <p>(2)～(5) (同左)</p> <p>(特例等)</p> <p>5 1 《要件》に定める要件を具備しない流量計により石油類の数量を測定している場合の取扱いは、次によること。</p> <p>(1) 揮発油税法もしくは租税特別措置法による揮発油税および<u>地方道路税</u>の免除または関税定率法もしくは関税暫定措置法による関税の払いもどしもしくは還付にかかる石油類を消費し、使用または移出する場合の課税標準等の数量は、当該消費、使用または移出の実態を勘案し、当該流量計により測定した数量によることがやむを得ないと認められ、かつ、当該数量によつても事務運営上特に支障がないと判断されるときは、当該数量によることとしてもさしつかえないものとし、これによることとした納税義務者等には、4 《届出等》(1)から(4)までに準じた手続等をさせる。</p> <p>(2)～(3) (同左)</p>